

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立打出教育文化センター条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成2年条例第21号
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 センターの施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ必要な事項を記載した申請書を教育委員会(第3条第7号に規定する事業に係る使用については、市長)に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の許可にセンターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。 3 教育委員会は、その用途又は目的を妨げない限度において、センターの施設の使用を許可することができる。 【基準】 根拠条文、第7条、芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則第6条、第6条の2及び第7条の規定による。 (使用許可の制限) 第7条 教育委員会(第3条第7号に規定する事業に係る使用については、市長)は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公共の秩序及び善良の風俗を乱し、又はこれを害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利を目的とするとき。 (4) 特定の政党を支持し、又は反対する活動に利用するおそれのあるとき。 (5) 公私の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又は反対する活動に利用するおそれのあるとき。 (6) 管理上支障があると認められるとき。 (7) その他教育委員会が不適當と認めるとき。 (使用許可申請) 第6条 条例第5条の規定による施設の使用に係る許可は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により登録の承認が行われた団体(以下「社会教育関係団体」という。)、芦屋市民会館条例施行規則(昭和44年芦屋市規則第34号)第19条の規定により指定された団体(以下「市民会館指定団体」という。)及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和40年芦屋市規則第21号)第7条第1項第1号イの集会所指定団体が使用するとき。 (2) 教育委員会が適當と認める者が使用するとき。 2 施設の使用許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。	

3 前項の申請を別に定めるインターネットを利用したシステムにより行う者は、申請書の提出に代えて、申請書に記載すべきこととされている事項その他教育委員会が定める事項を送信することにより、申請することができる。 4 前2項の申請は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前の日の属する月の15日から25日までに行うことができる。 5 前項の期間内において、申請が重複しないときは、その申請をした者を申請者とし、申請が重複したときは、抽選により申請者を決定するものとする。この場合において、抽選は、申請があった月の26日以降に行うものとする。 6 第4項の期間内に申請がなかったときは、使用日の2月前の日の属する月の1日から使用日から起算して5日前までに、先着順により使用許可の申請をすることができる。 7 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、抽選を行わず、又は第4項の申請期間若しくは第5項の抽選の日を変更することができる。 (使用許可) 第6条の2 施設の使用を許可したときは、施設使用許可書(様式第2号)を使用許可の申請をした者に交付する。 2 前条第3項に定める申請について許可したときは、許可した旨その他必要な事項を申請者に教育委員会が指定する電磁的方法により通知するものとする。 (開館日及び開館時間) 第7条 センターの開館日は、次に掲げる日を除く日とする。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。) (3) 前2号のほか、教育委員会が定める日 2 センターの開館時間は、次のとおりとする。 (1) 平日 午前9時から午後9時30分まで (2) 土曜日、日曜日 午前9時から午後5時30分まで 3 教育委員会は、運営及び管理上必要があるときは、前2項の規定にかかわらず臨時に開館、休館又は時間変更することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日